

広島県告示第四百六十一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営成井住宅、県営丸子山住宅、県営第二丸子山住宅、県営田の浦住宅、県営諏訪住宅、県営御蘭宇住宅、県営平岩住宅及び県営西高屋住宅並びに県営成井住宅駐車場、県営丸子山住宅駐車場、県営第二丸子山住宅駐車場、県営田の浦住宅駐車場、県営諏訪住宅駐車場、県営御蘭宇住宅駐車場、県営平岩住宅駐車場及び県営西高屋住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり指定した。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地		
株式会社 くれせん 代表取締役 平尾 圭 司	呉市西中央四丁目六番 三号	令和七年三月一七日	令和七年四月一日～ 令和十二年三月三十一日